

## 7 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度の申請・認定等手続の簡素化について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の患者や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病の患者（以下「指定難病患者等」という。）に対する医療費助成制度は、支給認定申請等の手続が煩雑であることから、指定難病患者等や事務を行う都道府県等にとって大きな負担になっている。

特に、申請に当たっては、診断書を添付することとされているが、この取得が指定難病患者等の負担になっているほか、診断書の様式は疾病ごとに異なり、内容が詳細かつ大量であることから、記載する指定医や審査する都道府県等の負担になっている。

指定難病及び小児慢性特定疾病に基づく医療費助成制度については、それぞれ附則において「施行後5年以内を目途に、施行状況を勘案して必要があれば見直しに向けた検討を行う」旨が規定されており、現在、国において見直しを行っているところである。

については、このような状況を踏まえ、見直しに当たっては、指定難病患者等や都道府県等の負担軽減を図るよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 申請書に添付することとされている診断書については、様式を簡素化し、記載する指定医や審査する都道府県等の負担の軽減を図ること。
- 2 申請者である指定難病患者等の利便性の向上、指定医及び都道府県等の事務負担の軽減を図るため、医療費助成申請及び診断書データの電子化を着実に進めること。